

様式第一（第2条関係）

新たな規制の特例措置の整備に係る要望書 （予備的申請）

2019年4月11日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

東京都港区新橋1-12-9
Frich株式会社
代表取締役 富永 源太郎

東京都中央区日本橋大伝馬町1-3
AskaV日本橋ビル2F
アイアル少額短期保険株式会社
代表取締役 安藤 克行

東京都千代田区大手町二丁目1番1号
大手町野村ビル7F
ジャパン少額短期保険株式会社
代表取締役 杉本 尚士

生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第11条第1項の規定により2018年12月19日付で申請者が提出した新技術等実証計画の認定申請書（以下「本申請書」という。）に基づく申請に関し、同申請が法第11条第4項第3号に適合するものと認められない場合、申請者は、法第9条第1項の規定に基づき、新たな規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施することを求めたいので、予備的に、下記のとおり新たな規制の特例措置の整備を求めます。

記

1. 新技術等実証の目標

（1）申請者の概要

Frich株式会社（以下「Frich」といいます。）は、2018年1月に設立された、ユーザーが保険業法に定める保険業に該当しない共済（以下「特例共済」といいます。）を提供することを可能にするシステムをインターネット上で提供するシステム開発会社です。Frichは、以下の2つの保険事業者を所属保険会社等とする保険募集人として、2018年8月に関東財務局の登録を受けております。

アイアル少額短期保険株式会社（以下「アイアル少短」といいます。）は、2009年1月に少額短期保険業の登録を得て（関東財務局長（少額短期保険）第47号）、医療保険や家財保険を中心に、他の事業者との協業等を通じて、新たなリスクやニッチなニーズに対処できる「オリジナル保険」の開発に注力することで、人に豊かさを、社会に夢を与えることをミッションとして掲げる少額短期保険業者です。

ジャパン少額短期保険株式会社（以下「ジャパン少短」といいます。）は、生活に密着した幅広い保険商品を提供することを目的に、少額短期保険業の登録を得て（関東財務局長（少額短期保険）第5号）2007年11月より営業を行っている少額短期保険業者で、家財保険や賠償責任保険を中心に取り扱う、東証1部上場のジャパンベストレスキューシステム株式会社の100%子会社です。

（2）P2P保険をめぐる現状

インターネット、スマートフォンのセンサーやソーシャルネットワークを活用したデータ収集と分析を通じ、これまでの保険サービスが提供することができなかった新たな価値を提供することを目指すInsurTechが世界的に興隆を見せており、各国のスタートアップ企業が、IoT時代における新たな保険サービスのビジネスモデルを確立すべく、仮説検証を繰り返しております。

そのなかで開発された新しい保険サービスの提供モデルとして、P2P（peer to peer）保険というモデルが世界中で成功を収めています。たとえば、ドイツの保険ブローカーであるFriendsurance社は、特定のリスクに対して個人が少額を拠出しあってリスクプールを組成し、一定額までは個人間の相互扶助によりリスクをカバーしつつ（P2P保険）、これを超えるリスクについて保険を手配するというビジネスモデルを確立し、非上場のスタートアップ企業で時価総額10億ドルを超えるユニコーンベンチャーとなっています。利用者にとってP2P保険の最大のメリットは、少額なリスクにつき個人グループ間で相互扶助的にリスクをカバーすることで、仮にグループで事故が発生しなければ拠出金が返戻されるとともに、各個人はP2P保険で担保されていない部分のみ保険会社から保険を調達すれば良い（免責付保険）ため、全体としての保険コストが低減するという点にあります。Friendsurance社によると、同社サービスを用いたP2P保険への加入者が支払う保険料は、従来の保険と比べて平均して33%も安くなっており、また加入者の90%以上が保険料のディスカウントを受けることができているといわれています。

このようにテクノロジーを駆使したP2P保険モデルは、利用者に大きな利便を提供することができることが世界各国で実証されつつあるなかで、日本ではこのようなモデルをなかなか社会実装することが出来ずにいました。しかし、高い利便性があり利用者保護の観点から見てもサービスとして現に成立しているものを、日本では実現できないと諦めてしまうのはおかしな話です。世界で有数の保険大国といわれている日本において、今まさに、保険者と加入者の情報の非対称性の問題を軽減する、大きな資本を必要としない少額のリスクをカバーする、コミュニティベースのP2P保険が求められているといえます。

（3）Frichの取組み

Frichは、日本初のP2P保険を提供するInsurTechスタートアップ企業となるべく、これまでアイアル少短、ジャパン少短はじめ、様々な関係者とディスカッションを重ね、事業モデルを練ってまいりました。P2P保険を実現するさまざまなアイデアを検討するなかで、Frichは、個人が1000人以下の個人を相手方とするものについては、1人当たり年間保険料が50万円を超えるものでなければ、保険業免許を要する保険業に該当しないものとする例外規定（保険業法第2条第1項第3号、保険業法施行令第1条の4）に基づく保険（以下「特例共済」といいます。）を活用すれば、P2P保険のサービスが日本でもできるのではないかと考えるに至りました。

Frichは、個人が仲間と特例共済を組成するためのシステムを提供する会社として、また、仲間同士で組成した特例共済のリスクを引き受け、資金を管理し、支払い事務を円滑に実施するためのリソースの提供者である少額短期保険業者への橋渡しとしての役割を果たすべく、ビジネスモデルとシステムを構築しており、本実証を通じて利用

者保護の観点からも問題がないことを確認したうえで、P2P保険システムを本格ローンチしたいと考えております。

2. 次に掲げる新技術等実証の内容

(1) 新技術等及び革新的事業活動の内容

(ア) 新技術等の内容

本実証はP2P保険、すなわち個人が仲間同士で拠出金を出し合うことで、仲間同士の活動中に発生する可能性のあるリスクに対する備えをしていくことを可能にする、Frichが考えた新しい保険の提供形態を実現する仕組みが実際に機能することを実証するものです。

具体的な事業の形態は、以下のとおりです。

- ① **特例共済の加入手続き**：Frichは、個人（以下「共済オーナー」といいます。）が1000人以下の仲間（以下「共済メンバー」といいます。）を募って保険業法が適用されない共済（特例共済）を組成することができるインターネット上のサービスを展開します。本実証において検討している特例共済の種類は、①スポーツの実施時に不慮の事故によりケガをした場合の治療費等を補償する共済、及び②ECサイトで購入した物品を自己都合で返品する際の送料を補償する共済です。
- ② **共済メンバーの範囲**：共済メンバーは、共済オーナーの相互承認が必要なソーシャルネットワーク上のフレンドと、共済メンバーのソーシャルネットワーク上のフレンドにより構成されます。すなわち、共済オーナーから見て「友達の友達」（二次の隔たり）までが共済メンバーとなることができることとすることで、無限定に対象が広がらないように設定しています。共済メンバーは、特例共済に加入すると、自らのソーシャルネットワーク上のフレンドに紹介コードを送ることができ、紹介コードの持ち主は、共済オーナーに対して、特例共済への加入を申し込むことができます。共済オーナーが運営する特例共済のページにおいて、特例共済に加入しようとするメンバーは、共済オーナーが提示する共済規約を確認してから共済オーナーの加入承認を受けるフローとなっています。補償額や条件など共済規約の中で最も重要となる点については、特例共済ページ上でわかりやすく表記される仕組みとなっています。
- ③ **共済掛金の支払方法**：共済メンバーは、クレジットカードで共済オーナーに対して共済掛金を支払います。
- ④ **カバー保険の調達**：共済オーナーは、特例共済で引き受けた保険リスクの全部を少額短期保険業者の販売する保険（以下「カバー保険」といいます。）を購入することにより、少額短期保険業者に転嫁します。提供する保険商品は、①スポーツ時のケガに対する治療費等を補償する共済を開始した共済オーナーには、アイアル少短の商品を、②ECサイトで購入した物品を自己都合で返品する際の送料を補償する共済を開始した共済オーナーには、ジャパン少短の商品を提供します。両社の商品とも、Frichにて特例共済を組成した共済オーナー向けに開発された保険です。
- ⑤ **保険料の支払方法**：共済オーナーは、保険契約者兼被保険者として、カバー保険の保険料を少額短期保険業者に支払う義務があります。
- ⑥ **無事故戻しによるメリット**：いずれのカバー保険も、保険期間1ヶ月の自動更新制となっており、直前1ヶ月間の特定共済の損害率に応じて、支払った保険料が返戻される商品となっています（いわゆる「無事故戻し」商品）。返戻される保険料は、保険契約者兼被保険者である共済オーナーに支払われますが、返戻金相当額は、翌月分のカバー保険の保険料に充当されることに

なります。その結果、特例共済の共済掛金が安くなることとなります。カバー保険や特例共済の設計上、共済掛金は最大で半額まで安くなることを見込んでおります。

- ⑦ 保険金/共済金の支払：共済における給付事由（共済事故）が発生した場合、共済メンバーは共済オーナーに対して事故報告をして、共済金請求手続きをすることとなります。共済オーナーは、損害を査定の上、損害額に相当する金銭を共済メンバーに支払うこととなります。共済オーナーは、事故受付から共済金請求手続き、損害査定から共済金支払までに至るすべてのプロセスを、クレームハンドリングを専門とする調査会社等に委託します。共済メンバーへの支払いは、カバー保険の被保険者である共済オーナーの指図により、支払請求をした共済メンバーに対して少額短期保険業者から直接支払われます。この共済金の支払いは、本実証の段階では共済メンバーの銀行口座に向けての振込送金によって行います。

なお、①～⑦を通じ、Frichは特例共済の運営や資金の管理を行いません。

「著しい新規性」の存在

個人間でのリスクプールを使った特例共済を、ソーシャルメディアネットワークとインターネットを用いて構築し、共済掛金を代理受領型でクレジットカードにて徴収するというビジネスモデルは、もちろん本邦初のものであり、情報技術を用いて初めて可能になった仕組みと言えます。また、特例共済に発生しがちな財務上の健全性の問題は、リスクの全部を少額短期保険業者に転嫁することによって解決するという手法も、Frichの特例共済に合わせて柔軟に保険商品を設計する事業パートナーであるアイアル少短とジャパン少短があってこそであり、無事故戻しによる共済メンバーへの無事故へのインセンティブ付与の仕組み、ソーシャルネットワーク上のフレンドとの特例共済の組成によるピアプレッシャーを通じた損害率管理とモラルリスク排除といった点を含めて、いずれもこれまでに日本でなかった仕組みであると考えています。なお、本件実証におけるピアプレッシャーとは、特例共済を構成する共済オーナー及び共済メンバー相互の間において、特例共済の運営について相互に協力し、相互に支え合う方向での誘因が働くこととします（以下同じ。）。

「付加価値性」の存在

ソーシャルネットワークを活用したピアプレッシャーが、保険に不可避と言われているモラルリスクの問題を最小化し、不正請求を減らす効果が大いに期待されます。これは、カバー保険の月ごとの損害率に応じた無事故戻しの商品性とあいまって、共済掛金の払込額を小さくすることに役立ちます。

仲間同士で共済を組むことで、保険会社から調達するよりも安価に共済カバーを手にすることができることは、加入者にとって大きな付加価値であるということが出来ます。

Frichの編み出した特例共済の仕組みは、様々な制度と最新のテクノロジーの組み合わせによるイノベーションであると位置づけており、特例共済の仕組みのこのような使用のされ方は、保険業法が想定していなかったものではないかと考えます。それだけに、そのまま実務に投入しようとする、①Frichの特例共済モデルは、特例共済につき定める保険業法施行令第1条の4の範囲内であるのか、②少額短期保険業者が設計するカバー保険が、保険業法第272条の4第1項第5号の基準に適合するものであるかどうか（保険業法第272条の20第3項・第4項参照）、を

めぐって金融庁及び所轄財務局の判断が必要になると考えます。したがって、「まずはやってみる」という指導理念により構築された「規制のサンドボックス」の枠組みの中で本実証を行うことにより、日本において問題なく特例共済型のP2P保険を提供することができるということを実証することが有効であると考えています。

(イ) 革新的事業活動の内容

Frichは、保険と特例共済を組み合わせたサービスをインターネット上で展開することにより、①共済オーナーがFrichのシステムを利用して特例共済を組成、運用することに関連して、共済オーナーに対して課金するシステム利用料、②共済オーナーがカバー保険を購入する際に少額短期保険業者から支払われる保険募集手数料の2つの収益ラインを持つことができます。

システム利用料は、月額払いのシステム利用料として少額の固定費と、共済メンバーの加入に伴うシステム利用料として、各共済メンバーから共済オーナーが受領する共済掛金の一定割合を、いずれも共済オーナーから収受することを予定しています。

(2) 法第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

(ア) 新技術等実証の内容

本実証では、P2P保険という新しいサービス形態が支持されるための共済の内容はどのようなものなのか、P2Pのメリットである加入者間でリスク負担し合うことによるリスク移転コストの低減を効果的にもたらすために有効な施策は何かといった点に主眼を置いて、必要なデータを獲得することを目標としています。

Frichの目指すP2P保険における特例共済への加入者は、共済オーナーと友達（又はその友達）という関係でつながっており、通常の保険のように見知らぬ多数の寄せ集めではありません。Frichは、P2P保険におけるこのコミュニティベースという特徴がピアプレッシャー等により保険における重大なコスト要因であるモラルリスクの低減をもたらす、ひいてはリスク移転コストの低下につながるのではないかという仮説を持っています。

もっとも、日本ではこれまでP2P保険サービスを現行法下で設計することは難しいと考えられてきたため、海外にはこうした実例がありながら、日本でも同様の仮説が当てはまるものなのかどうかいまだ検証されておらず、したがって商品設計を工夫しようにもできないという状態にあります。そこで、Frichは、ジャパン少短及びアイアル少短と共同して、まず、特例共済の枠組みを用いたP2P保険は、通常の保険との比較において、損害率、無事故戻しの件数及び金額、共済請求件数、共済支払件数及び金額等にどの程度の改善効果が出るのかを実証したいと考えています。

また、本サービスではP2P保険のメリットである保険コストの低減を最大限引き出すため、オーナーとメンバーの相互評価やオーナーの情報発信などを促していくことを予定しておりますが、これらが実際に有効な施策なのか、一定の相関性はあるとしても、より効果的なものとするために改善の余地はないかといった点も検証したいと考えております。

その他、消費者保護のためには、本サービスを前に共済オーナーが典型的にどのような行動をとるのかを把握することが重要であると考えており、この点も本実証の中で情報収集していきたいと考えております。

以上の実証に必要なデータについては、基本的に本サービスのログデータとして蓄積されるようシステム設計しておりますが、そのほかにサービス内でア

ンケートに回答いただく等の方法も検討しております。とはいえ、そもそも本サービスを多様なユーザーに利用してもらえなければ必要なデータは集まりませんので、Frichとしては、Frichの従業員や共同申請者であるアイアル少短、ジャパン少短の従業員にご協力いただくとともに、SNS上でグループ機能を利用しているユーザーへの広告や企業内でサークル活動をしている企業の従業員といった本サービスで取り扱う共済へのニーズが存在すると思われる人々への告知を行うことで、サービス利用者を獲得していくことを考えております。

(イ) 実証を適切に実施するために必要な措置

本実証が適切に実施されるものであることを確保するための措置として、まず強調しておきたいのは、本サービスが、単に法令上の要件を遵守しているということのみならず、利用者保護に悖るようなことが起こらないように注意深くデザインされているということであります（コンプライアンス・バイ・デザイン）。P2P保険において一般的に想定されるリスクと、本サービスがそのリスクにどのようにアドレスしているかについて、以下にご説明します。

(a) 共済掛金が特例共済の財源をカバーできないリスクへの対処策

保険業法の下にない保険類似のサービスにおいて最も警戒しなければならないのは、保険財源の破綻により加入者が事故時に適切な保険カバーを得ることができないことであることは言うまでもありません。一部に見られる特例共済を用いた他の保険類似のサービスにおいては、保険業法上義務付けられていないという理由で、保険財源の破綻リスクに対して十分な措置を講じていないものが見受けられるところであります。

本サービスは、ITを用いて共済オーナーに安心して友達との間でリスク分担することができる仕組みを提供することを目的としていますので、共済メンバーから引き受けたリスクの全部を保険化して少額短期保険業者に転嫁することとしています。したがって、本サービスではP2P保険を設計する際に最も留意しなければならない保険業法の保護法益は守られることになると考えています。

(b) 共済オーナーが本サービスを濫用するリスクへの対処策

資格を持たない共済オーナーが共済を運用することは、共済メンバーから集めた掛け金を費消する等、共済オーナーが共済の仕組みを濫用して自己の利益を図るリスクを生みかねません。

本サービスでは、共済メンバーの支払う掛金を全て保険化して確実にリスク移転につながるようアレンジしています。

(c) モラルハザードへの対処策

モラルハザードへの対処は、共済の管理にとって最も重要な要素の一つです。本サービスでは、その設計上、仲間同士の共済の組成という点を堅持することで、共済オーナーや共済メンバーが機会主義的な行動を取ることを抑制し、モラルハザードの発生を防止しています。具体的には、以下の仕組みが一体として機能することにより、共済オーナーと共済メンバーが相互に社会的関係を築くことができるよう設計しており、これによってピアプレッシャーが有効に機能し、不正請求を減らすことができると期待されます。

① 相互承認が必要なSNSをベースとした友人関係

相互承認が必要なSNSにおいて共済オーナーと共済メンバーの間に友人関

係が成立していることがベースとし、共済オーナーが共済メンバーの加入を承認する仕組みとなっています。

② 共済メンバー一覧

特例共済に所属する各共済メンバーは、サービス内で確認することができるため、共済オーナーのみならず、共済メンバーやこれから共済メンバーになろうとするFrich会員は、加入する特例共済に誰が加入しているのか分かることとなります。事業者が一方的にサービスを提供する保険と異なり、加入者同士が顔が見える社会的関係を作り、コミュニティベースでリスクを管理することができるのが、Frichの提供するP2P保険の運営サービスの重要な特徴の一つです。

③ 無事故戻し

共済オーナーが提供する共済は期間を1ヶ月とし、当月に共済事故が発生しなければ（無事故であれば）、翌月の共済掛金は最大半額割引となる仕組みとしており、共済メンバーに対して無事故へのインセンティブが働くようになっています。

④ 相互評価機能

共済期間終了後、共済オーナー及び共済メンバーが、それぞれ相手方が相互扶助について役割を果たしていたかどうかを5段階（0.5刻み）で評価できる仕組みとなっています。この相互評価のメカニズムを通じて、メンバー間の社会的関係の強化を図ります。

⑤ SNS等の会話機能、交流機能

SNS等の会話機能、交流機能があり、共済メンバー間で共通の話題が会話でき、共済メンバー間で社会的関係を築くことができます。共済オーナーと共済メンバーの間に積極的なコミュニケーションを通じて、個人間の信頼関係が醸成・強化され、これが損害回避や事故発生時における不正行為の抑止の心理を生み出し、損害率の低下に貢献することを狙っています。

⑥ 通報制度

規約や公序良俗に違反するような共済オーナー、共済メンバーについて、会員がシステム提供者であるFrichに通報できる制度が存在します。Frichは、利用者がストレスなく特例共済を通じた社会的関係を築くことができるよう、通報があった場合には、調査のうえで悪質であると判断されたアカウントの強制停止等の措置を講じることができるようにします。

(d) 共済金の支払いが円滑に行われないリスクへの対処策

共済メンバーから給付事由（保険事故）が発生した旨の報告があった場合、共済においては共済オーナーがこれを確認した上で、損害を査定して支払いを実施するという一連の手続きを行う必要があります。保険業法上の規制を受けない特例共済では、この共済金の支払いの円滑な実施がネックになることがありますが、本サービスでは、共済オーナーがこれらの手続きを専門業者等に委託する構成を採用することで、共済金の支払いの円滑な実施を確保することができますよう、サービスがデザインされています。

(3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法

(ア) 分析の内容

保険業法がリスクの引受けを、免許を受けた保険会社に限定し、保険会社の財務の健全性を確保するために厳格なリスク管理を求めるほか、様々な行為規範を課しているのは、保険者と保険契約者の間にある様々な情報の非対称性のゆえであると言えます。保険業において保険者は、保険契約者のことを知らないことを前提に、保険事故の発生の可能性に関する保険者と保険契約者の間の情報の非対

称性を踏まえて、保険者に財務的な備えの確保を求めるとともに、商品の適切性を厳格に審査することとしています。また、このように組成された商品については、逆に保険者のほうが情報優位性を持つことになることから、販売の場面においては、保険契約者との間での情報ギャップをなくすべく、保険者に対して様々な情報提供の義務を課すものであります。特例共済は、このような厳格な仕組みを課すまでもないような小規模な集団による低額のものであれば、保険業に該当するものとして取り扱う必要はないという考え方に基づいています。

特例共済の仕組みは、小規模の団体を多数組成してこれをそれぞれ管理することで、実際には大規模な保険集団になっているにもかかわらず保険業に該当しないという主張を許してしまう危険があるため、同一の主体が複数の団体の業務や拠出された資金を管理している場合には、規制の潜脱であるとしてこれらを合算することとしています。

本サービスは、こうした保険業法の潜脱スキームではなく、特例共済の趣旨に忠実に沿った形で個々の共済オーナーが主体となって特例共済を組成することができるサービスです。少数の個人がそれぞれ資金を拠出して、共通して身の回りで起こるかもしれない偶然の事故によって、多額の金銭の拠出を余儀なくされるという不確実性に対する備えをしておく、という相互扶助のための施策を講ずることは、本来個々の個人の自由に委ねられるべきものです。これが大規模なものになり、規律や資金の管理者の顔が見えないものになってくると、管理者と加入者の間に前述したような情報の非対称性が発生し、加入者が不正行為を犯したり管理者が仕組みにつき十分な情報を提供しない等といった事態により非効率なものになるため、このような事態を防止するために管理者を法律によって管理する必要が生まれ、これが保険業法による規律であります。本サービスにおける共済は、個々の共済オーナーが共済を発案し、顔が見える自らの知り合いを募って一定の将来の危険に対する備えをするために資金を拠出するというものであり、Frichはこれを簡便に実現するためのシステムを共済オーナーに提供し、また共済オーナーが引き受けたリスクを管理するために保険を調達する手助けをするにとどまります。

このように、本サービスは、個人が少額・少人数の共済を組成し、個人間の信頼関係に基づき相互扶助を実現するという、まさに保険業法が規制をもって管理する必要がないと判断している共済の組成を支援するものであるととらえるべきこととなります。

3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

実施期間

実証期間は、平成31年5月から平成31年12月末までとします。具体的には、システム開発やカバー保険の財務局への届出等の準備を整えた上で、特例共済の運営は、商品審査完了後、平成31年6月から12月末までを想定しています。

本サービス内で提供する共済の共済期間は1か月に設定し、毎月自動更新とする予定です。サービス提供によって得られたデータを評価して仕組みに反映できるのは早くとも翌々月になることを考えると、実証期間はおよそ6か月間（すなわち得られたデータをもとに行う試行錯誤の回数は4回。）としたいと考えております。

実施場所

本サービスはウェブベースでのみ提供することを考えておりますので、実施場所としてはインターネット空間に限定いたします。また、下記の通り、本サービスを利用するに当たっては適切な方法でユーザーからの同意を得るとともに、本サービスの提供を日本居住者のみに限定することで、実証を行うにあたって適切な範囲にユーザーを絞ることが可能と考えております。

4. 参加者等の具体的な範囲

(1) 参加者等の範囲

本実証は、P2P保険のためのシステムの提供によって行われるものであり、本サービスのユーザーである共済オーナー及び共済メンバーを本実証の参加者とします。本実証の参加者については、上記の通り、Frichの従業員やアイアル少短、ジャパン少短の従業員に加えて、Frichの広告や口コミなどで興味を持ち、本サービス利用に同意してくれたユーザーのみを対象として想定しています。すなわち、本サービス利用に同意した者以外の者が実証により権利利益を害されるおそれはありません。

(2) 同意取得の方法

共済オーナー及び共済メンバーとして本実証への参加しようとする者は、インターネット上で本サービスのユーザー登録をしていただく必要があります。ユーザー登録に当たっては、事前に規約を明示し、これに対する承諾をいただくこととなりますが、実証であることを示すため、本実証に係る認定証を画面に掲げただけで、ポップアップの方法によって実証への参加に明示的な同意をいただくことを予定しています。

5. 新技術等実証を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置に係る新技術等関係規定の条項

保険業法施行令第1条の7第4号

<保険業法施行令>

(少額短期保険業に係る保険から除外される保険)

第一条の七 法第二条第十七項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる保険とする。

- 一 人の生存に関し、一定額の保険金を支払うことを約する保険
- 二 保険期間の満了後満期返戻金を支払うことを約する保険
- 三 法第百十八条第一項の規定により同項に規定する特別勘定を設けなければならない保険
- 四 再保険
- 五 保険料又は保険金、返戻金その他の給付金の額が外国通貨で表示された保険
- 六 保険金の全部又は一部を定期的に、又は分割払の方法により支払う保険であつて、その支払の期間が一年を超えるもの

<保険業法第2条第17項>

この法律において「少額短期保険業」とは、保険業のうち、保険期間が二年以内の政令で定める期間以内であつて、保険金額が千万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険（政令で定めるものを除く。）のみの引受けを行う事業をいう。

<保険業法第272条第1項>

内閣総理大臣の登録を受けた者は、第三条第一項の規定にかかわらず、少額短期保険業を行うことができる。

<保険業法第3条第1項>

保険業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行うことができない。

6. 新技術等実証を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容

(1) 予備的申請に至った背景

本実証においては、共済オーナーがFrichを通じて運用する共済に関する債務の着実な履行を図るため、共済オーナーはアイアル少短又はジャパン少短より、債務履行費用保険を調達することを検討しております。この債務履行費用保険は、いわゆる元受保険と呼ばれるものであり、たとえば延長保証サービスの提供者が消費者に対して提供する、保険法上の保険契約に該当する可能性があるものの少額短期保険業者向けの監督指針（以下「少短監督指針」という。）Ⅲ-1-1(注2)により保険業法上の保険業に該当しないものとして扱われる延長保証サービスにつき、そのサービスの実施に必要な費用を保険化することなどに用いられています。

本実証においても、これとまったく同様に、保険業法上の保険業に該当しない特例共済について、そのリスクの転嫁は元受保険によって行うことができると考えられます。なお、役務的なサービスの提供である延長保証サービスと金銭給付を伴う特例共済を同列には取り扱うことができないという反論は、特例共済と同様に金銭給付がなされるものの保険業に該当しないとされている、少短監督指針Ⅲ-1-1(注1)に定められる「一定の人的・社会的関係に基づき、慶弔見舞金等の給付を行うことが社会慣行として広く一般に認められているもので、社会通念上その給付金額が妥当なもの」（いわゆる互助会などがこれに相当するものと考えられます。）について、互助会が引き受けた金銭給付債務は、元受保険によって元受保険会社に転嫁されるということが当然のものとして取り扱われてきた保険実務からしても、成り立たないと考えています。

以上より、申請者としては、特例共済により共済オーナーが引き受けた共済債務の履行は、元受保険であるところの債務履行費用保険で引き受けることができると考えております。

他方において、申請者としては、迅速に実証を進めてP2P保険を日本に導入することで、InsurTechの領域で日本が世界に伍していくというミッションを負っています。アイアル少短やジャパン少短が提供する保険は再保険に当たるために、少額短期保険業者がこれを提供することはできないという法解釈となる場合は、申請者としては、自らのミッションを追求するため、法9条第1項に基づき、新たな規制の特例措置を要望するものです。

(2) 整備を求める規制の特例措置の内容

本要望書において、申請者が予備的に求める法第9条1項に基づく新たな規制の特例措置は、以下のとおりです。

保険業法施行令第一条の七第四号の規定にかかわらず、次に掲げるすべての要件に該当する団体から引き受ける再保険については、保険業法第二条第十七項に規定する政令で定めるものに該当しないものとする。

- (1) 団体に属する構成員の総数が100人を超えないこと
- (2) 団体に属する構成員に対して支払う保険金の額が、10万円を超えないこと
- (3) 団体に属する構成員相互の間に一定の社会的関係を築くことができる仕組みが講じられていること

保険業法施行令が、少額短期保険業者が行うことができない保険の引受けの一つとして再保険の引受けを規定した趣旨は、再保険のリスク集約的な側面に鑑み、セーフティーネットを整備していない少額短期保険業者に再保険の引受けを担わせることにはリスクが大きく、保険契約者等の保護の観点から適切ではないとの判断によるものと推察されます。

この点、一定の人的・社会的関係のある個人により構成された団体からの再保険の引受けである場合には、団体内の個人につき一定の「顔が見える関係」が成立しておりますので、個人間のピアプレッシャーにより、モラルリスクも低く抑えることがで

きる結果、保険金の額が過大になることを防止することができるものと考えられます。また、このような人的・社会的な関係の存在を基礎として、保険業に該当しないこととしている条項（保険業法施行令第1条の3）や、保険募集規制の一部が適用されないこととしている条項（保険業法294条第1項）、保険監督の運用上保険業に該当しないものとする取扱い（少短監督指針III-1-1(注1)）が存在し、人的・社会的な関係が存在する団体について、その団体自治を尊重して保険業法の規制を緩和したり適用がないものとして取り扱うという考え方は、現行の保険業規制体系の中に埋め込まれております。したがって、一定の人的・社会的関係のある個人により構成される団体が引き受けた保険について、その再保険を引き受けることを、少額短期保険業が引き受けることができない保険の例外として定めることは、合理的であると考えます。

また、少額短期保険業者として過大なリスクを取らないという観点から、現行法上、少額短期保険業者が引き受けることができる保険の保険金額の上限は、損害保険で1000万円とされています。これを踏まえて、特例措置においては、一つの団体の規模を100名以内、共済金の支払額を10万円以内とすることが合理的と考えます。

団体規模を100名以内と設定したのは、保険業法施行令第38条の9が平成24年の改正前までは「保険契約者あたりの被保険者の数は100人」としていたことから導き出しています。また、10万円は、少額短期保険業者に課される保険金額の上限である1000万円を、上記員数制限である100人で除して算出されます。

以上の特例措置が講じられれば、Frichは、本サービスを上記要件に適合するように設計し、アイアル少短及びジャパン少短は、特例措置に基づき再保険を提供することができるよう、変更した事業方法書を保険業法272条の19第1項に基づき届け出る予定です。

(3) 本番稼働に向けた取り組み

本実証において、特例共済の運営により、共済メンバーの利益の重大な侵害を起こすことなく、P2P保険特有のピアプレッシャーを通じてモラル事案を抑止することができることが明らかになった場合、特例措置を恒久措置とすべく、保険業法施行令を改定し、申請者が実証実験後にシームレスに本番稼働ができるようにしていただきたいと考えています。

申請者としては、本実証のためのKPIとして、①重苦情件数と②再保険料戻しの累計額を設定することとします。

再保険は、収支相等の原則のもと、少額短期保険業者が再保険料収入と期待再保険支払額が相等するよう設計されるはずですので、「無事故戻し」（再保険料戻し）が発生しているという事実は、通常の形態で保険を提供するよりもモラル事案が抑制されていることを、また「無事故戻し」の累計額は、本実証の仕組みによる効率性向上がどの程度であるかを示すはずであるためです。

また、重苦情件数を本実証の仕組みが社会に与える負の影響を計測する基準となる理由は、金融業における「苦情」の一般的な定義が「不満足の表明」という極めて広範な顧客の反応をとらえる概念として設定されている中、日本において新しく見慣れないP2P保険の仕組みを十分に理解することができなかつた等を理由とする問い合わせ等を苦情としてカウントすると、仕組みが社会に与える負の影響を正確に計測することができないことを念頭に置いたものです。

KPIの推移については、定期的に当局と共有させていただきます。また、特例共済によるピアプレッシャーや共済メンバーの利益の侵害の可能性等を検証する観点から、各共済グループの情報（オーナー・メンバー間の関係性やメンバー数等）や上述2.（2）（イ）に記載のスキームの運営状況に関する情報、その他当局の求めに応じて可能な限り必要な情報を報告します。

当局におかれましては、KPIが良好に推移する場合には、実証実験後にシームレスに

本番稼働ができるよう、関連する規制の改正のための措置を講ずるべく、ぜひご理解
とご協力の程よろしくお願い致します。

7. その他
該当なし

以上